

# 山本修さんの「出向延長」は違法行為だ！

5月21日東京地裁619号法廷において、山本修さんへの強制出向延長を正す第2回口頭弁論が開催されました。今回は傍聴者が10名ほどしか入れない狭い法廷でしたが、49人の組合員やOBの先輩たちがかけつけてくれました。

今回の裁判では、会社側から出されていた答弁書にたいする、私たちの反論を準備書面で裁判所に提出していましたが、その補足説明を弁護士がおこないませんでした。

また「大勢の仲間がかけつけてくれているので、大きな法廷でやってもらいたい」と要望しました。裁判官は「今後予定される証人審問などでは、極力大きな法廷で開催できるよう努力する」と答えました。

## 会社答弁書への反論

①「出向期間の延長」に関する「定め」は存在せず、原告（山本）に「出向期間の延長」を命じることができる根拠がない。

\* 労働協約などには「出向期間の延長」を命じる規定がない。

\* 「社員の出向に関する協定」では「出向の期間は、原則として5年以内とする。」とあるように「出向」には期間が限定されている。したがって「出向期間」が終了した時点で、新たな命令が出す場合には「本人の同意」が必要となる。

\* 出向期間が満了すれば元職場に復帰するのが原則であり、出向期間の延長は労働者が「同意」した場合に例外的に認められるものである。

②「山本にはSMTが一番合っている」延長命令は合理的？会社の嘘と不当性！

\* 「車両所の作業は山本には不適切」…十分な教育と整備されたマニュアルがあるため車両所の作業は可能である。実際、18年間車両所から離れ復帰した社員や50才代の浜松工場からの転勤者でも作業に従事している。

\* 「営業三科の仕事には営業知識が必要だから」…山本自身も多くの仕事を経験してきている。またSMTでも駅の案内などやっており十分可能である。また営業三科での車椅子案内・遺失物業務は短時間の習熟で可能である。さらに「必要要員は充足されている」との主張は嘘。退職者への人員配置をやっている。しかも日常的に発生する超勤作業や休憩時間の変更など、慢性的な要員不足が生じている。

\* 連続夜勤などの過酷な労働条件、C型肝炎への不安…、このままだと退職するまで出向になる。会社は山本さんへの不当労働行為をやめ、JR本体へ帰任させなさい。

次回の第3回口頭弁論は、7月9日（火）10時30分から東京地裁619号法廷で開催されます。